

## E V等普及促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 県内における運輸部門の脱炭素化を加速するため、県内の事業者等が、幅広く県民が利用可能な電気自動車用の充電設備を導入する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものを含む。）をいう。
- (2) 「事業者等」とは、事業所等を有し事業活動を行っている者及び市町村をいう。
- (3) 「事業所等」とは、次のいずれかに該当する施設をいう。
  - ア 工場、作業場、店舗、事務所等の建物
  - イ アに付随する倉庫、駐車場等
  - ウ 住宅と一体の店舗にあつては、その店舗部分
  - エ 不動産賃貸業における賃貸物件にあつては、その共用部分
  - オ その他アからエまでに類する施設と認められるもの
- (4) 「リース事業者」とは、事業用自動車又は充電設備の貸渡しを業とする者をいう。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第3 補助対象事業の内容、事業の実施者（以下「補助対象事業者」という。）の要件並びに第1に規定する経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとし、かつ別表第1に定める設備を事業年度内に整備する事業とする。

2 知事は、補助金の交付決定の審査に当たり、補助対象事業者がリース事業者である場合は、あらかじめリース料に対する補助金の取扱いが適切であるか確認するものとする。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（補助額の変更を伴わないものに限る。）
- (2) 申請のあった補助事業の目的や効果に影響しない範囲での変更
- (3) その他知事が必要と認めるもの

### (申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第6 規則第19条第1項に規定する期間は、別表第2のとおりとする。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得した財産に係る処分制限期間が5年を超える場合にあっては、当該処分制限期間）これを保存しなければならない。

(前金払)

第9 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、前金払請求書（様式第8号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の前金払は補助額の9割を上限とする。

(データ等の提供要請と協力要請)

第10 県は、県の施策に基づき、必要な範囲において申請者等に対して充電設備に関するデータ等の提供を要請することができる。

2 補助事業者は、県が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月17日から施行する。

別表第 1 (第 3 関係)

|                      |                                                                                                                                            |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象事業<br>の内容<br>※ 1 | 充電設備の導入                                                                                                                                    |
| 補助対象事業<br>者の要件       | 岩手県内に事業所等を有する次に掲げる者<br>ア 幅広く県民が利用可能な充電設備を導入しようとする事業者等<br>イ アに充電設備の貸渡しを行うリース事業者（リース料金から補助金<br>相当額を控除し、かつ、リース期間を原則処分制限期間以上に設定す<br>る者に限る。※ 4） |
| 補助対象経費<br>※ 2        | 設備本体価格（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含<br>み、工事費は含まない。）                                                                                           |
| 補助対象要件               | 県内に使用の拠点を置く設備                                                                                                                              |
| 補助額<br>※ 3、※ 5       | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額<br>ただし、1基あたり 95 万円を上限とする。                                                                                                |
| 補助率                  | 1 / 4                                                                                                                                      |

※ 1 交付決定日以降に、充電設備が導入されたものを補助の対象とする。

※ 2 消費税及び地方消費税は除く。

※ 3 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 4 リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース  
取引又は再リースにより、処分制限期間まで継続的に使用することを担保すること。

※ 5 県以外の補助金と併用する場合は、表中の補助上限額と県以外の補助金に対する自  
己負担額の 1/2 のいずれか低い方を県補助金の上限とする。

別表第 2 (第 6 関係)

| 取得財産 | 処分制限期間 |
|------|--------|
| 充電設備 | 6 年    |

別表第 3 (第 11 関係)

| 条 項                                                  | 提出書類及び添付書類                                                                               | 提出部数 | 提出期日                              |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------|
| 規則第 4 条の<br>規定による書<br>類                              | 交付申請書 (様式第 1 号)<br>(添付書類)<br>1 事業計画書 (様式第 2 号)<br>2 補助金計算書 (様式第 3 号)<br>3 その他知事が必要と認める書類 | 1 部  | 別に定める日                            |
| 規則第 6 条第<br>1 項第 1 号、<br>第 2 号及び第<br>3 号の規定に<br>よる書類 | 事業変更(中止・廃止)承認申請書<br>(様式第 4 号)                                                            | 1 部  | 変更(中止、廃止)の理<br>由が生じた日から 30<br>日以内 |
| 規則第 13 条第<br>1 項の規定に<br>よる書類                         | 補助金請求書 (様式第 5 号)<br>(添付書類)<br>1 事業報告書 (様式第 6 号)<br>2 収支計算書 (様式第 7 号)<br>3 その他知事が必要と認める書類 | 1 部  | 別に定める日                            |